

令和2年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和2年9月11日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	青田 浩二	参事	森本 陽子
------	-------	----	-------

説明のため出席した者

(農業委員会)

局長	福本 美也子	係長	森 雅之
----	--------	----	------

(会計課)

会計管理者	田中 一之	係長	一瀬 奈々
-------	-------	----	-------

(議会事務局・監査事務局)

局長	富永 正彦	議事課長兼監査事務局長	
			青田 浩二
参事	森本 陽子	係長	後藤 理子

教育次長	山本 昭彦	教育委員会理事	金崎 良一
------	-------	---------	-------

(学校教育課)

課長補佐 木須 美樹

本日の委員会に付した案件

議案第70号 令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について（結審）

議案第62号 令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）（結審）

所管事務調査 長与町立小・中学校通学区域について

開 会 9時25分

閉 会 11時21分

○委員長（河野龍二委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。昨日に引き続き、定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本日は会計課所管の決算の審査を行います。

本案についての提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

おはようございます。それでは令和元年度一般会計歳入歳出予算会計課所管分につきまして御説明いたします。まず、歳入でございます。事項別明細書の38、39ページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金ですけれども、会計課所管分は備考欄の下から4番目、用品調達基金運用収入6円。これは同基金の普通預金の利子でございます。次に44、45ページをお開きください。19款2項1目1節町預金利子は一般会計の普通預金利子及び町県民税などの歳計外の利息1万707円となります。

次に歳出になりますけれども、60、61ページをお願いいたします。2款1項4目会計管理費でございますけれども、主な支出は2節から4節までの職員人件費でございます。目の合計額が3,344万1,720円。このうち98%が会計課職員の人件費で占めております。前年度比で約483万円減額となっておりますけれども、これは昨年4月の人事異動により、一般職員に替わり短時間勤務の再任用職員を配置したことにより減額になったものでございます。そのほかの要因といたしましては、複写機借上料が再リースに替わり約12万円ほど減額となっております。次に192、193ページをお願いいたします。12款1項2目利子23節償還金、利子及び割引料でございますけれども、元年度において一時借入金の利子償還金を84万円ほど予算を上げておりましたけれども、一時借入金を元年度行いませんでしたので決算額はゼロとなり決算書に未計上となっております。次に199ページをお願いいたします。財産に関する調書の4基金の(4)用品調達基金が会計課所管になります。こちらは封筒、起案用紙、納入済通知書、請求兼領収証等、こちらを会計課で一括して購入をしております。元年度の購入が39万7,000円。各課が購入額として上がった分、この売り上げが47万7,000円となっております。現金と物品の総額は100万円です運用しておりますけれども、今後は物品の在庫管理等、事務軽減を行いたいと思っておりますので、封筒以外の物品については段階的に廃止をしていこうと検討しております。以上、簡単でございますけれども会計課所管の説明になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。歳入歳出含めて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

会計管理者の方から発言の要望がっておりますので、発言を許可したいと思います。
田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

この場をお借りして一点説明申し上げたい件がございます。委員の皆様御存じのとおり、来月10月1日十八銀行と親和銀行が合併いたしまして十八親和銀行となる予定でございます。その件に関しまして内部的な事務ではございますけれども、本町の指定金融機関である十八銀行の名称変更の手続きが必要となります。合併の詳細につきましては、テレビや銀行の方からこういった冊子の方を全世帯配布させていただいておりますので、こちらに周知されているとおりでございます。そもそも指定金融機関とは、自治体の公金の収納及び支払いを取り扱いさせるために、自治体が指定をする金融機関で、言わば自治体のメインバンクといったような位置付けになります。本町においては、昭和52年6月に議会の議決を得た上で、十八銀行と指定金融機関契約及び公金の事務取扱契約を締結しており、それ以後は契約等の変更はなく現在に至っていると、そういう状況でございます。今回、十八銀行、親和銀行の合併により金融機関の名称が変わるわけですが、こちらは商法の規定により十八銀行が長与町の指定金融機関であるといった権利義務を承継したまま十八親和銀行と変わりますので、改めてこの合併による議会の議決を取り直す必要はないということで、金融機関の名称が変更になりますという告示を10月1日に行えば事足りるということで行政実例等に明記がしてございます。告示とは何ぞやということですが、自治体が、法令、条例等に基づいて必要な事項を広く住民の方に周知をするという行為でありまして、具体的には役場内の掲示板に指定金融機関の新しい名称、所在地等を掲示するといったこととなります。よりまして、議会の議決等はもう必要ないということで、その点につきましての説明でございます。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

以上をもちまして、会計管理課所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいまより農業委員会の決算審査を行います。本案についての提案理由の説明を求めます。

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

おはようございます。それでは、農業委員会所管につきまして決算書事項別明細書に

従い御説明をいたします。よろしくお願いいいたします。

まず、歳入でございます。事項別明細書の34、35ページをお願いいたします。14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金141万7,000円と5行目の農地集積・集約化対策費補助金115万3,000円が農業委員会所管でございます。1行目の農業委員会交付金は農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。5行目の農地集積・集約化対策費補助金は、担い手への農地集積、集約化を推進するために交付されるもので、毎年夏場に実施いたします農地利用状況調査に係る経費に充当をいたしております。次に44、45ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入の5行目、農業者年金事務委託手数料22万4,600円は、農業者年金業務に要する経費を、農業者年金基金から交付されるものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。128、129ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、全て農業委員会の業務に係る支出でございます。1節報酬は、農業委員会委員12名と農地利用最適化推進員8名の報酬でございます。続いて2節給料、3節職員手当等、そして次のページの4節の共済費は、それぞれ農業委員会職員3名分の人件費に係るものでございます。7節賃金は、農地利用状況調査に係るパートタイム職員の賃金及び通勤手当でございます。8節報償費は、主なものといたしまして2行目の農地利用状況調査謝礼153万2,975円でございます。この調査は、農地法に基づき毎年町内全ての農地の利用状況を調査するものでございまして、その調査員31名の報償費でございます。9節旅費は職員に係るものを普通旅費で、農業委員及び農地利用最適化推進員に係るものを費用弁償でそれぞれ支出をいたしております。10節交際費1万2,960円の内容といたしましては研修時におけるお土産代でございます。11節需用費は、農業新聞講読料、それからトナーカートリッジなどの各種消耗品、それから食糧費は主に各種会議時の意見交換等に伴うもの、印刷製本費は農地利用状況調査時の地図作成に係るものでございます。13節委託料は、農家台帳システムに係る保守及び更新処理業務に係る経費でございます。14節使用料及び賃借料のうち、1行目の自動車借上料16万7,480円は隔年で実施をいたします農業委員会先進地視察研修におけるマイクロバスの借上料でございます。2行目の電算機器借上料16万3,520円は、農家台帳システムで利用するパソコン及びプリンターのリース料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、農業委員会に関連する団体への負担金及び補助金でございまして、前年度と同額を支出いたしております。

農業委員会に関しましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。歳入歳出併せて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の農業委員会費の8節の上の行。金額は小さいんですが講師謝礼1万2,000円というのはどういうものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

長与と時津で、農業委員会の合同研修というのを毎年行っております。元年度につきましては大村のシュシュの方に視察研修をさせていただきまして、そこでいろいろお話をいただきました。そこでの講師謝礼ということでお支払いをいたしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうしますと14節の先程の自動車借上料が先進地視察ということでしたけども、これが今おっしゃったシュシュなんでしょうか。それともまた別の視察としましたら、視察の結果というか、成果というか、視察の内容をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森係長。

○係長（森雅之君）

借上料の16万円は、別の農業委員視察研修のバスの借上料に充てられております。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

追加で補足をいたします。これは隔年で2年に1回行っております先進地の視察研修。これは長与町で行っております。行き先といたしましては、佐賀県、熊本県、福岡県の方にそれぞれ1泊2日で研修を行いました。佐賀県の方では果樹試験場を視察いたしまして、露地ミカンにおける広域制限栽培法を活用したやり方をやってらっしゃるという所の視察を行っております。熊本県につきましてはJAかもとファーマーズマーケットの夢大地館の視察を行いました。福岡県はみやま市にあります伍位軒地区という基盤整備を行ってらっしゃる所で、この状況の視察ということで行っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今のとこなんですけども、農地利用の状況調査ということで毎年行われてるということで31名と。この調査員のメンバーの方たちはどういう方なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

メンバーといたしましては、まず農業委員が12名、それから最適化推進員が8名、そして残りの11名につきましては各地域の農業者の方に御協力をいただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会の審査を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいまより議会事務局の決算審査を行います。提案理由の説明を求めます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

議事課所管分の御説明をいたします。事項別明細書46、47ページをお願いします。歳入になります。19款5項1目雑入、下から9行目の議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金5万9,361円になります。こちらは長崎県町村議会議長会が実施する調査研究視察への参加経費に対する3分の2の補助になります。

52、53ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目議会費は1億3,472万7,288円のうち職員人件費等を除くと9,996万4,358円になります。1節報酬は議長以下議員16名分。2節給料から3節職員手当等の児童手当までは議会事務局職員4名分。4節共済費は、共済組合負担金が職員分、議員共済会事務費負担金以下は議員分になります。議員共済会給付費負担金は、給付費負担金の率が前年度38.2%から36.9%に引き下げられたことと、基準日である4月1日の議員数が15名だったことにより減額となっております。7節賃金は会議録作成補助としてパート2名をお願いしております。8節報償費は講師謝礼として計上しておりましたが無償の講師を招聘したことにより支出はございません。9節旅費は、普通旅費と研修旅費は職員分、費用弁償は議員分になります。11節需用費から次ページの19節負担金、補助及び交付金までは経常的経費となっておりますが、需用費の消耗品につきましては、議員の改選がありましたので新たに議員になられた方に係る経費等で増額となっております。

以上で議事課分の説明を終わらせていただきます。審査方よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。歳入歳出含めて、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の8節報償費、今の御説明で無償の講師を招聘したということで使われてないん

ですけれども、せっかく予算が15万円あるので、無償のは無償で、さらに追加して、もう1件、2件、別に有償の講師を呼んで何かするとかそういうことは検討なされなかったのでしょうか。全額不用額になっているので、お考えがあれば伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

この研修が年1回で予定を立てておりましたので、1回しか行っておりません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それはやっぱり2回行うというのは難しいんですかね、変更して。もしくは議会側から要望があれば、対応できるようなものなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

議会からの要望があれば、もちろんそちらの方は支出できます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

一応確認なんですが、この報償費というのは議会だよりモニターとか、そういった方への謝礼的な使い方というのは難しいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

まず、報償費等を支出するときに、条例なり規則等で支出の根拠っていうのが必要になりますので、そういったのを定めておりませんので難しいかと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今現在、議会だよりのモニター等にいわゆる謝礼というのが無いわけですが、こういうのを支出できるようにするには、どうしたらいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

以前、町の消費生活モニターというのがありまして、そういったのは条例等で定められておりましたので、そういったものができれば支出は可能だと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1点、需用費の中の食糧費の12万円の内訳が何だったのかだけ教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

食料費は会議等に伴う意見交換会の会費になります。議会事務局職員連絡会に伴う意見交換会が1件、西彼杵郡町議会正副議長会意見交換会が1件、長崎県町村議会議長会意見交換会が1件、長崎県町村議会議長会臨時総会時意見交換会が1件、町村会事務局長会に伴う意見交換会が1件、議長、副議長及び事務局長研修に伴う意見交換会が1件、議長会に係る意見交換会が1件、広域行政に係る協議会に伴う懇親会が1件、長崎県町村議会議長会定期総会に伴う意見交換会が1点、議会事務局職員研修会に伴う意見交換会が1件となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

西田委員。

○委員（西田健委員）

先程の報償費の関係でもう1件お伺いしたいんですけども、30年度の決算を見ても行われてなかったと。過去にどのようなことで実績が上がったのか、お伺いしたい。

○委員長（河野龍二委員）

森本参事。

○参事（森本陽子君）

まず、一昨年は介護予防についてということで、県の保健師の方で県の出前講座を使って実質無料になった分です。昨年は第一法規の法制執務基礎コンプライアンス、さらにその前は大学の講師の先生方を呼んで水質のお話、いろいろな分野にわたってお話を受けております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

引き続き監査事務局の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

青田監査事務局長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

続きまして監査事務局所管分の御説明をいたします。歳入はございません。明細書の88、89ページをお願いします。2款6項1目監査委員費になります。歳出は974

万4,152円のうち職員人件費等を除くと221万9,164円になります。1節報償費は監査委員2名分の報酬。2節給料から4節共済費までは職員1名分の人件費になります。9節普通旅費は職員分、費用弁償は監査委員分になっております。11節需用費から19節負担金、補助及び交付金につきましては経常的経費となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。審査方よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。以上で監査事務局の審査を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で10時20分まで休憩いたします。

（休憩 10時07分～10時18分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。まず議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）に対しまして、賛成討論を行います。今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症の予防のためと感染拡大の影響を受ける可能性のある育児家庭の支援、及び7月豪雨被災地域の復旧など町民の安心安全のために緊急かつ必要性の高い事業のものであると認められます。これら財源も全額または大部分が国及び県からの補助金、負担金によるもので、一部は6月に財政調整基金を取り崩す形で至急で実施したコロナ対策事業の分の財源組み替えにも用いられ、財政に一定の安定が戻ると思われれます。その他の事業も委員会審査の結果、不要と思われるものはなく、特に防災対策費にある主要避難所への防災倉庫整備及び毛布等の備蓄については、先日の台風10号で900人を超える方が避難所を利用したことや、年々10月の台風発生が増加傾向にあること考えますと、できましたら予算承認後の迅速な執行を期待します。以上をもって賛成といたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定に対しまして、賛成の立場から討論いたします。令和元年度一般会計歳入歳出決算ですが、歳出が約127億3,700万円と過去最大で、経常収支比率が95.1%と前年より悪化しており、この点においては今後の財政状況を楽観視はできませんが、国の政策による幼保無償化など新たな事業による支出によるところも大きく、それらについては特例交付金などの措置もあり、歳出だけでなく歳入も過去最大約135億8,500万円となり、実質収支が7億円あることは一定の効率的財政運営は保たれていると考えます。内容については、委員会審査において町税や町営住宅賃料の滞納を着実に解消していこうという徴収方針や、公共施設、児童福祉施設への新型コロナ関連の補助金や備品の支援、学校教育及び公務のICT化、健康ポイント事業の推進、災害被災箇所の確実な復旧など、子どもからお年寄りまで全ての町民の暮らしの安心安全や健康を考える姿勢が反映された決算であると判断いたしました。よって、賛成といたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会審査を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、総務文教常任委員会を開会いたします。

ただいまより所管事務調査、長与町立小中学校通学区域についての件を議題といたします。今の状況を教育委員会から状況を説明していただければというふうに思います。

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

それでは現在の状況について御説明をさせていただきます。まず、昨年度教育委員会におきまして、今現在行われている学校一部選択制についてこれを廃止するということを決めました。そこで、本年度この線引きをするために答申をいただいて、それを各地域やあるいは関係諸団体に今説明をしているところでございます。本年度中にはこの線引きを教育委員会で決定をして、そして町民の皆様含めてお知らせをしたいと思っております。なお、選択制廃止の対象は令和8年の小学校1年生。現在で言いますと今年の4月2日以降に生まれた子どもたちから対象になりまして、年度で順送りをしていく。1年生が2年生、3年生というふうに順送りしていくようなことで、一斉にするということではないということでお話をしたいと思っております。現状は以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

事前に質問をさせていただいた部分についての御回答、質問項目を言った方がいいですかね。まず、そもそも選択制を導入した経緯が何だったのかというところ。今回、校区制に変更するというので、その経緯についても報告していただきたい。選択制が行われてたときのメリットとデメリット。校区制になることでのメリットとデメリット。今、教育委員会が答えられる範囲でお願いしたいと思います。

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

根拠につきましては、学校選択制度が平成15年度に小学校が、平成16年度に中学校が始まっておりますので、平成14年度の議会の一般質問並びにそれに対する答弁、これを調査いたしました。そして先程ありましたメリット、デメリット、経過につきましても、平成23年度までの議会の内容につきまして通学区域に関するもの。これを根拠にしてお答えをしたいと思います。まず、学校選択制がスタートした経過につきましては、学校選択制の流れが実は平成9年、当時は文部省と言っておりますが、文部省初等中等局の通知によりまして通学区域制度の弾力的運用を通知しております。これによりまして、各都道府県の教育委員会を通じて市町村の教育委員会に下ろされまして、学校選択制というのが全国的に展開しているところです。なお、この根拠になりますのが平成8年の国の行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見として、通学区域をいわゆる自由にすることがいいのではないかとということが出されまして、それに基づいて文部省が出しているということです。全国的な流れが、このときには選択制を推進するという流れがありまして、この推進の目的と言いますのが学校それぞれの特色、あるいは独自性を出そうということです。そこで多様な教育を行って、それを選択していくことが可能になるということになっております。本町におきましては平成14年の議会におきまして、行政報告で平成14年5月に210名に対しまして、町民への選択制に対する説明会を行いましたということです。その目的が特色ある学校教育の充実と活性化を図るということです。14年6月の一般質問におきまして通学区域の一部選択

制というふうにして取り上げられまして、この一部選択制というところで始まっているところがその経過でございます。この中で、南小学校が大きくなったので、それを緩和するためにしたのではないですかというふうなことの質問もずいぶん相次いでおりますが、そのことは一義的ではなくて、あくまで一義的な意味は特色ある学校の充実と活性化ということが一義的であって、これについては南小の問題と全く関係ないとは言えないというふうな答弁もありまして、関係がゼロではないというふうなことだそうです。この当時、南小が平成12年から増え始めまして、1,000人を超えて、1,200人を超えるということがずっと算出をされております。教育委員会の議事録を見ますと平成11年の議事録から、その資料の中に南小がこれからどう増えるかというふうな資料がずっと掲載をされておまして、かなり詳細に、そして時間をかけてこの南小の増え方について気にされていたということは、それはもう否定はできないことかなと思いますので、その点におきまして全く関係がないとは言えないというのは、そこから来てるのかなと思います。ただし一義的には、先程申し上げました国の流れとして学校選択制がいつてるといふようなことから、一部選択制を開始したということで記録が残されているところでございます。続きまして、このメリット、デメリットですが、これは始まる前の14年度の議会でも共通してあるのは、子供会が分かれるのではないかというデメリットが指摘をされております。そして、自治会長がその両方の校区に、分かれた所は両方の校区に関わらなければならないのではないかというふうなこと。あるいは学校と地域とか、児童と地域との一体感が薄れて、地域の活性化に影響を与えるのではないかというデメリットが議員から指摘されておりますが、これはデメリットの中に上げられるものだと、もうこのときに予測されてたものがあるかなというふうに思っております。また、メリットとしましては、先程申し上げましたとおり、特色ある学校とか学校の活性化、あるいは学校規模の適正化。結果的に長与南小が1,200人ぐらいで止まっておりまして、結果的にはその選択制によって、長与南小あるいは長与第二中学校がいわゆる増設をせずにいけた。プレハブが一部ありましたけども、そういったところがメリットとして挙げられるのではないかというふうに、調べたところ、そういうふうに考えるところでございます。

続きまして、なぜ今、その選択を廃止するのかという点につきましてですが、実は今年からコミュニティスクールというのを各小学校全部にいたしました。先程は学校選択制が教育の流れであったというふうなことを申し上げましたが、現在は地域を挙げて学校を作っていくという点で、これは平成29年に文部科学省の方で通知が出されまして、いわゆるコミュニティスクールを推進するというふうなことです。これは子どもを巡る教育課題が複雑困難化する中で学校の指導運営体制を強化するとともに、地域住民との連携協働を含めた学校運営の改善を図ること。このことによって学校をいわゆる機能強化をするという点でコミュニティスクールを推進するようというところが出ております。コミュニティスクールをこれまで3年間かけて準備をしまいましたが、どうしても

選択制で自治会が割れるということが、このことに当たらないというふうなことが、なかなかここで運営が難しくなりました、そのことで少なくとも自治会を割らないということが必要だというところで結論に至りましたので、それと自治会からのお声です。やっぱり割れて、先程ありましたデメリットのところが出てまいりました。通学区域検討委員会の中で保護者の方からも、やはりどちらに選択するかということ迷うところを、どうか解消していただきたいということも出ましたので、そういったことも踏まえまして、今回この選択制を止めるということで方向性を持ってるところでございます。ただし今、コミュニティスクールがスタートしまして、すぐにこれを移行するということがコミュニティスクールだけを考えると良いのかもしれませんが、子どものことを考えますと、これまで姉が通っていた学校とはまた違う学校に急に換えられるというふうなことは、やはりそれは避けるべきだと思いましたので、意見をちょうだいしまして、今年生まれた子ども、あるいは今度生まれる予定の子どもからということで予定をしていきますと、ソフトランディングができるのかなというふうに思っているところでございます。その点で、令和8年という設定で進んでいるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。
安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先日、議会の方に説明をいただいて、そのあと地元説明会の1つに私出席したときに、当初の説明では自治会を割らない形で進めていくということで、ただ例外的に東高田と西高田はどうしても割れてしまうというお話でした。そのあと、その地元説明会のときに池山が割れてしまうということが自治会長からあって、そのときも多分それを教育委員会も把握をされてたのか、ちょっとはつきりしないんですけども。議会のときには説明はなかったわけですね、全員協議会では。その後点検をされたかと思うんですけども、ほかに自治会が割れる状況っていうのはもう起こらない。池山の帯田平はどうしても割れてしまうことが分かったんですけど、ほかにはないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

ほかにはないというふうには認識をしております。先程の池山の所につきましては、そこが割れるという認識が実はございませんでした。この間の説明会でそのことが分かりましたので、また地元説明会に行くと同時に意見も聴取して、ここにつきましては教育委員会の方に上げて線引きをそこも考慮しながら検討していただきたいというふうに思っております。もう1点ですが、実は先日は上長とコミュニティに説明に参りました。その折に、緑ヶ丘の自治会についてかなりお話がありまして、時間もかなり取ったところでございます。緑ヶ丘の自治会につきましては、そのコミュニティの中で洗切小学校

に通わせたいので緑ヶ丘に住宅を購入した方がいらっしやって、そこで本年、まだ今年かあるいは来年の初めに生まれる御予定の方がいらっしやる。兄弟が5人いらっしやって一番下の子がそういうふうな予定であると。つまりお兄ちゃん、お姉ちゃんは洗切小学校に今、通ってるんだというふうなことです。令和8年に生まれた子どもがじゃあ長与小になるんですかっていうふうな質問がありました。一方で、別の方から長与小学校に通えるからということで、緑ヶ丘に土地を購入されて住宅を建てられた方もいらっしやると。だから両方が、そういうふうなことで存在をいたしますので、自治会をとにかく割らないようにはしたいと思えますけど、割らない何かの工夫をしなければならぬというふうには思っています。ただ始まって、その兄姉が通ってるときには特例というのも設けて欲しいというお話もありましたので、令和8年にすぐにそれを割らないということがもしかしたら出てこないかもしれないと思えます。ここで必ず3つだけということにはならないかもしれないというふうに思っています。極力割らないようには検討していきたい。あるいは決めていきたいというふうに考えてるところです。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今の件は分かりました。あと、この間の全員協議会の中でも、この地図が古い地図を使ってるということで北陽台がここに落とし込まれていない。この南小と長与小の赤いラインをそのまま地図に落とし込むと、北陽台団地は割れてるような感じだと思うんですよね。北陽台高校の裏側は北陽台だと思うんですけども、この地図上ではまだ南小校区に落とし込まれてる状況ですので、説明のときには正しいものを、公表するときにはしないとどうかなと思えますので、それだけ申し上げて、一応回答ください。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御意見ありがとうございます。最終的に説明をするとき、あるいは今回持っていくときには今の修正を加えながら、しっかりしたもので持っていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

1点だけ。今回のスクール、文部省ですか、前はそうだったんですけども、コミュニティスクールをするときに、この選択制について文部省は何か触れてるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては触れておられません。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると国は選択制を維持したままという形になってるわけですね。形としては、そういうことですか。ちょっと確認です。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

国のお考えというものがどういうお考えか分かりませんが、文書だけをそのまま見ますと流れはそのまま2つの流れがあるというふうなことです。我々は直近の通知を基に対応しなければなりませんので、地域総掛かりでというふうなことから考えますと、こちらの方を実施しなければならないというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

地域に任せるということであれば、基本的には、それはもうそれで構いませんけども。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

時期的な検討の中で令和8年からということですが、これからまだもう少しこの通学区域に関することですか、精査が必要ということで令和8年なのかなと思うんですが、もし、この学校選択制を学区制にするということで、そちらのメリットが大きいということで従来の元に戻すってところがあるとすれば、令和8年度まで待たなくても、本当だったらうまく調整しながら、兄弟のいる方だけ特例で学校選択ができるってところを何年か続けたら、8年まで待たなくてもできるんじゃないかなとか思ったりもするんですけど、その辺りの検討はいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これも以前の長与町の記録を、これを検討する折に繰ってみました。一部選択制になる前は、一部選択制の区域が恐らく南小の問題だったと思うんですが、それで長与小学校にということの地元説明会が3度ほどありまして、実はその提案が白紙撤回されたという経緯があります。2年後にそういうことをやっていきたい。こうスタートして流れていきたいというふうなことだったんですけども、2年先のことがかなりな論議として

湧きまして、結果的にそのことが成功しなかったと言うか。説明が不十分だと、期間が短いというふうなことの御指摘もありましたので、その点からすると、とにかく自治会を割らないということを実現するためには、相応の時間が必要だろうと思います。委員おっしゃることはもう本当にそのとおりだと思っておりますが、成功に導くためにはある程度の時間が必要かなということで、令和8年の設定をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その部分は理解はしました。それと、これまでも議会の一般質問の中で同僚議員の方からコミュニティを割るということで結構質問をされたりとか、全協でも出ましたけれども所管ではないのでそちらの方はまだ検討ができていないということでしたが、今まで一般質問の中でもある程度そういう意見が議員の方からも出るのであれば、本来であれば、少しでも所管課との話し合いという場は持っていたんじゃないかと思うんですね。これから各コミュニティにもまだ説明が必要ということで、一番良い形に持っていかれるんだと思うんですが、この答申が出るまでには、本来であればそのコミュニティの問題っていうのはある程度解決すべきだったんじゃないかなって、このあいだ話を聞きながら思ったんですね。問題提起がされていないならまだしも、ある程度されていたので。その辺りは今後地元との話の中でということになるんでしょうけど、どのように進めていくのか。もうちょっと詳しいことをお聞かせいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

コミュニティとのことにつきましては、先程コミュニティスクールを3年間という話をいたしました。そこでも小学校のコミュニティと小学校区は一致をしていない所が幾つかございます。地域総掛かりのというところが大変難しいですねっていうことで。でも、学校教育課が決めたことにコミュニティ合わせてくださいと、それもちよっと違う話だろうというふうには思っていました。「所管が違うので」と言うのは私どもが決めることではないという意味であって、所管課と打ち合わせをしてないという意味とは全く違まして、所管課とは話をしております。所管課の回答につきましては、まず地域コミュニティは自治会がベースになっておりまして、御承知と思いますが自治会が任意団体で、そして任意団体の集まりのコミュニティも任意団体なので、コミュニティそのものは、その自治会相互の話し合いによって線引きを決めるということです。したがって、学校教育課がこう決めたから、そうなるというふうなことにはならないという意味でありまして、これについては先日、上長与コミュニティでも非常に大きな話題となりまして、「緑ヶ丘地区が長与小学校校区になるということは、上長与コミュニティから出て行くということになりますね」という話なので、同じようなお話なんです

けども、学校教育課で決めることはありませんので、コミュニティの相互で話をし、自治会で話をするということで聞いておりますということで説明をしているところです。その点でも今、委員がおっしゃいましたように、そこもきちんと決めて持ってくるべきではないかというふうにおっしゃられたんですが、役場で決めるような制度になっておりませんので、そこまでの説明しかできませんと、そこでまた説明をしているところでございます。今のようなところまでしか学校教育課、あるいは教育委員会としては説明ができないことと、触れないというところで御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私が住んでる所は中央地区コミュニティなんですけれども、何か月おきかに自治会長を集めてコミュニティの役員と話し合いの場を設けて、情報交換会みたいなのをしているんですね。9月の中旬過ぎに行われるんですが、文書で「学校選択制の変更について」ということで議題が増えましたということで来てるんですね。その中で話を聞いてたら、自分たちの意見を言える場っていうのが、やっぱりこうコミュニティが決めることではなくって、やっぱり地域政策課だったりとかが関わらないと決められないんじゃないかという考えがちょっとあったものですから、そこは今、そういうふうに通定で決まるとか、ある程度希望的に決めてもいいということなので、そこは参考にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し確認させていただきたい。長崎市の校区は、これ小学校は違つとったかもしれん、中学校は1つの中学校があつて、その校区に隣接する中学校区の校区の児童生徒はどちらかを選択できるというふうな話を聞いたんですけども、これは今でもそうですかね。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

その点は現在廃止されているというふうに認識しております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

じゃあ、そういう選択制はなくなって校区は校区に行くというふうな形になってると

いうことですね。それで今回、校区制を引くということを出されて、主眼が自治会を割らないというふうな形になってるんですけども、東高田、西高田は割れますよと。ここはしようがないと、割っても大丈夫じゃないかというふうな判断もあるのかなと思うんですけど、割らないというふうな形にすると、どちらかの校区に自治会ごとすべきではなかったかなというふうに思うんですよね。それがそうになってないという部分についてはどういう経緯でこうなってるのか。お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

校区を決定するに当たって、先程申し上げましたコミュニティスクールの推進に向かっては、地域の方の力が十分に必要なので自治会を割らないということが重要だということは重々承知をしておりますが、その前に子どもたちの通い方というのが必要かと思えます。例えば、西高田につきましては高田小学校の下からビューテラス北陽台までの下までが西高田になります。高田コミュニティに所属されておりますので、ここを高田小学校校区というふうにしますと、ビューテラス北陽台の下の所から高田小学校に行く。今現在、南小とかあるいは長与小に来てらっしゃる方もいらっしゃいますが、その距離から考えて小学校1年生が暑い中、それを通うのはいかがかなというふうに考えました。非常にその点の指摘はされても、同じ自治会を同じ学校にと言ってるにもかかわらず、そこは違うではないかというふうに言われる。そこはもう十分に承知をしております。しておりますが、子どもたちの安全、健康、そういったことを考えたときには、やはりそこはかなり難しいなというふうに思っているのが今のところなんです。これも御意見はたくさんお聞きしたいと思いますし、高田コミュニティには11月初旬に行きまして、お話をし、意見も聞きたいと思っておりますが、十分に参考にさせていただきたいと思っております。とにかく子どもたちの安全が第一というふうに考えています。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

選択制が良かったかどうかというのは、私もちょっとどうなのかなという部分もありはするんですけど、確かに当時、そういうふうに特色ある学校をということで、逆にどっかの学校に集中してしまうんじゃないかというふうな意見もあって、そういうのが社会的問題にもなった経緯があったというふうに思うんですけど、ただ、今度選択制から逆に校区をしっかりと決めることで、先程理事が言われる「遠くから学校に通わなければならない」という問題も、また出てくるのではないかなというふうに思うんですけど、その辺はもう、今のこれでいくと。こういう校区割りでは、そういうのは発生しないというふうな形で考えてらっしゃるのかですね。お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今のところが無いというふうには言いきれません。一つ一つ距離をとりますと、自治会によっては学校、それぞれが近い遠いということはあるかと思えます。例えば先程委員の方から出されました池山地区の帯田平あるいは池山について、長与小と南小どっちが近いかというふうなことからすると、帯田平地区は長与小が近いというふうに認識をしておりますし、高低とかっていうことを考えるとかなりなところでそうだと思いますが、そういう点で1つの校区にまとめて遠い近いというのが出てくる所は存在するだろうと思っています。必ずしもそれが全部解決するとは思ってはおりません。ただし、西高田のような距離的な違いというのは出てこないようにしたいというふうを考えます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

令和8年度からということで、そのちょっと前ぐらいの、2年ぐらい前の運用がどうしても理解できないんですが、例えば、3番の長与南小校区全域が長与第二中学校ということで、今、南小校区で高田中に行ってる子どもたちいると思うんですけども。南小校区で例えば南陽台に住んでいる子どもが令和6年に卒業をして7年度から中学に入学するときに、7年度だから私の読む限りでは高田中に入学するのかなと思ってんですけども、高田中に入学されて2年生で8年度を迎えるわけですね。このときに転校するものなのかということと、そのまま高田中に入学して高田中で卒業できる、そういう選択ができるのかということと、あと7年に入学するときに8年のこの通学区域の校区の変更を見越して、7年の入学時から第二中を選択できるのかとかですね。そこら辺がちょっとよく分からないんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

なかなか説明がうまく通らずに申し訳ないですけど、令和8年に生まれたお子さんが小学校1年生でスタートをしますので、中学校3年生が通うのは、8年が1年生、8、9、10、11、12、13、14、15、令和16年度の中3からがこの校区に当てはまるというふうな、順送りですつといきますので、一遍にそれをするということではないというふうなことで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら令和6年で先程例を挙げましたけど、小学校を卒業する子どもは何ら影響しないってことですね。相当先の話ってことですね。分かりました。理解できました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

確かこれは選択制を導入した、ちょうど私がPTAの役員をしようとしたときで、よく教育長辺りから話を聞いてたんです。国の制度に則ってやってると、教育指導要領の変更によるものも大きいと思ってます。当時のゆとり教育と今、指導要領が変わってますもんね。そこら辺の違いがあって、理事がおっしゃったようにメリット、デメリットあるんですよ。長崎市内では、ある中学校に行きたくないからということで別の中学校を選択して、北部の方の。その元々の通学区域にあった中学校は閑散として、隣の中学がいっぱいマンモスになってしまったという、もう御存じでしょうけど、そういう所もあります。ちょうど僕の同級生がその校長をしてたとき、教頭やったかなあのときは。いろいろ話を聞いてたんです。それはそれとして、一番は子どもたちの、先程理事が言った安全性で、その西高田を見ると理事が言うのも分かります。例えば小学校1年生がああ距離を夏の暑いのに行ってという、確かに理解できるんです。今度全部南小にそれがいってしまうと、踏切と道路を渡っていくっていう所が出てきますよね。南小に通学するのに。そこら辺の安全性というのは、学校の教員が全部それ毎日立つわけにいかないので、地域にお願いするしかないんですね。我々もよくそこ立ってるんで分かるんです。そこら辺を先程コミュニティは任意の団体だとか、自治会も任意の団体だとかおっしゃったですけど、やはりそこはデリケートによく対応してあげないと地域の協力が得られづらいところがあると思います。それはもう西高田だけでなく、ほかの所もあちこち見たらそうなんですね。そこら辺の対応っていうのはコミュニティであれ、自治会であれ、よく対応していただきたいと、1つの要望ですけども、思います。それともう1つ、あの当時、宅地造成があちこちあってたんですよ。それに伴ってうまい具合にこの制度に乗っかって学校を平準化していく。生徒たちを。ありましたもんね。それももう聞いてたんでよく分かります。今はある程度落ちついてるんですけど、しかしまだ一部、例えば高田の区画整理区域内で宅地造成がもうあと5年以内には出来上がってしまうってなると、その横の所、椿林って言うのかな。あそこもいろんな宅地造成の話があるし、ほかの要するに微妙な所の宅地造成で子どもがぎゅっと増える所があるんですね。多分そういうのも勘案されてるんじゃないかなと。今回のこの件は思いますので、それはそれとして、うまいこと落とし込んでいくみたいなのでいいんですけども、やっぱりそういう所の自治会の方々と上手にやっていくと言うか、やっぱりどうしても学校というのは地元自治会の協力がないと、特に今は進めないところがあるのでその辺を心砕いてい

っていただきたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

貴重な御示唆ありがとうございます。おっしゃるとおり、今、学校は地域の皆様方の御支援なくして学校運営はできないというふうに考えております。その点でも、コミュニティスクールを推進し、自治会をできるだけ割らないようにというふうに考えております。丁寧に丁寧に説明をしたり、あるいは御意見を聴取したりして、良いバランスの取れた校区の線引きをしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

自治会長会はどういう意向なんですかね。何か話はされてるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

自治会長会もお話をしたい。全員にお話をしたかったんですが、この状況の中で全体を集めて開かれるというふうなことがまだないということですので、細かく各コミュニティに行ってお話をする。そして今、一部選択制になってる所につきましては、それぞれの自治会に行った方が良いという御意見もありましたので、今後そこは細かく行きたいというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

せっかく自治会長会っていう組織があるからですね。私も前、自治会長しとったときに何回か出たことあるんですけども、皆さん全員集まっていろいろ議論する機会がありますから、できればそういうのも利用されて広く意見を聞くっていうのも良い方法だと思うんですね。今、自治会長会が年に何回開催されてるか私も承知しておりませんが、臨時会を開いていただいてやるっていうのも方法ですよ。そういうことで臨機応変に対応していただければと思いますけども、そういうことも念頭におかれて、この選択制だけじゃなくて、教育のほかの問題とか、課題とか出てきた場合、そういうのも活用されるべきだろうと思います。これは要望ですけども。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今日の御説明を伺って、平成9年ですか、文部省から学校の特色を出すっていうので選択制を推進されて、今度29年になったら地域で連携してコミュニティでっていうふうに、逆と言うとあれですけど、違うこと言われて。教育委員会の皆さんは、その導入のときも、また廃止のときも、反対の方と賛成の方の板挟みになって結構御苦労されてると思いますので、いろいろ検討していただいて、これに対して私は別に、今度廃止することに対しても反対とかそういうことは全くないので、これからも子どもの安全、さっきおっしゃられたことを第一に進めていただければと思うんですが、1個だけ、私もその選択制導入のときとかの事情を知らないの伺いたいんですが、開始は令和8年からということですけども、今現在、令和8年まで、7年までと言うか、その前まで、今、選択ができる区域に住んでる方で、その前は元々洗切小の例えば校区だったけれども選択できるということで長与小に子どもを通わせてるという方が、やっぱり洗切小に行きたいと途中で転校することは、今現在できるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

いわゆる再選択。小学校でその事例は今までっております。ただし、それにつきましては書面をいただいて、審査をした上でそういうふうなことを認めております。簡単に子どもたちの行き先を、書面を出されるのは保護者の方で十分に考えられてると思いますけども、やはり子どもの環境を変えるという大きなことですので、これについては一定の手続きをされて協議をしたあとに認めるということは今までもっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは長与町の選択区域、校区割りなんですけど、現在、長崎市区域から通っている子、あるいは時津から通ってる子が、私は長崎から通ってる子は把握してるんですけど、どのくらいいるのか。正確な数字じゃなくても、小中でどのくらいいるか分かりますか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては、それぞれの教育委員会とそれを交わしているところですが、もう本当数名というところですよ。きっちりした数字が今言えませんが、本当に数名のところを通してらっしゃる方がいらっしゃいます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

町内の方には結局、線をきっちり引くわけですよ。町外から通う理由っていうのは、以前は部活とかで何人か、クラブ活動ですか、中学校、特に多かったのは中学校のクラブ活動の関係で入ってた子を知ってるんですけども、どういった理由で町外からの通学というのが認められているのか。町民には行政区域内の居住条件で切るのに、行政区域外から入ってくるっていうのが、ちょっとよく分からないので、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

行政区域外からの通学につきましては、近い所で長与小学校を例に取りますと、長与小学校にいた児童が時津町に今年度中に家を移しました。でも、今年度中まではこの環境を変えたくないの、長与小学校にいさせてくださいというふうなことでお願いがあった折にはそれを認めるということをしてます。つまり、元々いた学校に、町外に出てもその年度を越えなければ認めるということ、これは相互の教育委員会でそういうふうなことの取り決めをしております、そういうことで認めてるというのが1点です。先程おっしゃられた、また別の児童生徒ですが、長崎市でもかなり長与に近くて、長崎市の学校に通うのは相当な距離があるというふうな所の御家庭のお話ではないかというふうに思いますが、そこにつきましては、一番近い学校にというふうなことで指定をさせていただいて、今、通ってるというふうな状況です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。もう1点、特別支援学級は今までずっと各学校に設置をしてきているんですけども、ちょっと現状の特別支援学級の各学校の設置状況を把握してないんですけども、これは校区内で大体賄えると言うか、全て補えるって言うんですか、という状況なんですか。それとも新たにやっぱりそういう子が発生したら、特別支援学級を設置するっていう方針で来てるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

基本的にはその校区の学校で新たに教室を設置するという方向で今動いております。したがって1人の支援学級というのが幾つかございます。しかしながら、肢体不自由の障害を持たれた中学校のおひとりにつきましては、中学校にどこにもエレベーターがございません。その中で一番校内で移動がやりやすい所についてお話をさせていただいて、もうそこはもう校区によらないという合理的配慮はそこまでしかできませんが、そこについては合意ができた時点でトイレとかの改修を行ってやっております。その肢

体に障害があらわれる方だけが校区を外れて、今、行かれてるという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

では、質疑なしと認めます。所管事務調査終了したいと思います。お疲れ様でした。
暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

長与町立小中学校区域についての所管事務調査は以上で終了いたします。

以上をもちまして本日の総務文教常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時21分）